

条例の概要

- 1 目的 (第1条) ○ 性暴力の根絶及び性被害の回復の支援に関し、基本となる事項を定める。
- 県の責務を明らかにする。
○ 法令及び茨城県犯罪被害者支援条例に定めるほか、性暴力の根絶及び性被害の回復支援に関する施策を総合的に推進する。
○ 県民が、安心安全な生活を営むことができる社会の実現に寄与する。
- 2 定義 (第2条) ○ 性暴力：性犯罪、配偶者等暴力、セクシュアル・ハラスメント、デジタル性暴力その他の特定の者の身体又は精神に対する性的な行為又はこれに準ずる行為であって、その者の意に反して、又はその者の同意があっても対等ではない関係において行われることにより、その者の性的な問題を自ら決定する権利又は性的な問題に関し、その者の身体、精神、名誉、尊厳その他その者の権利利益を害するもの等
- 3 基本理念 (第3条) ○ 性暴力の根絶及び性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援は、次の3つの考え方を柱として推進
・ 性暴力は極めて悪質な行為であるため、何人も性暴力をしてはならず、また、許してはならないこと。
・ 性暴力の根絶に当たり、性暴力の被害者の意思や立場を尊重して推進すること。
・ 子どもに対する性暴力は重大な人権侵害であるため、その防止や早期発見、迅速な保護に努め、必要な支援を適切に行うことを旨として根絶に取り組むこと。
- 4 各主体の役割 (第4条、第11条－第14条) ○ 県の責務と関係者(県、県民、市町村、医療機関、事業者)の役割を明確化

5 基本的施策(第5条-第10条、第15条-第17条)

(1)総合的な相談体制の整備等(第5条)

○ 性暴力の防止又は性暴力により心身に受けた影響からの回復に関する専門的知識及び技術を有する者による相談への対応等

(3)性犯罪の再発防止及び社会復帰のための支援(第7条)

○ 加害者からの相談への対応、性暴力の再発防止又は円滑な社会復帰に資する支援の提供
○ 地方再犯防止推進計画における性暴力の特性に応じた支援に必要な施策の策定

(5)性暴力の根絶に関する広報啓発等(第9条)

○ 性暴力の根絶に向けた取組、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援の必要性等を理解するための広報啓発や社会的気運の醸成等
○ 民間支援の活動の促進に向けた情報の提供等

(7)デジタル性暴力の根絶(第15条)

○ デジタル性暴力の危険性等を理解し、適正にインターネットを利用する能力の向上のための講習や情報提供等の実施等

(9)市町村に対する支援(第17条)

○ 市町村の取組の推進に向けた情報の提供や助言等

(2)性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援(6条)

○ 茨城県犯罪被害者等支援条例の支援計画において性暴力による被害の特性に応じた支援に必要な施策の策定
○ 加害者から被害者を隔離する必要がある場合の安全な居住の確保に必要な施策の実施

(4)住居の届出(第8条)

○ 子どもに対する性犯罪であってその罪に係る刑期の満了した日から5年以内に茨城県に住居を定めた者に係る届出義務及び届け出られた情報の取扱い

(6)人材の育成(第10条)

○ 性暴力の根絶等に係る専門知識等に関する研修等
○ 子どもに対する性暴力の予防等に関する研修等

(8)性暴力の根絶に資する総合的な教育等(第16条)

○ 学校、保育所等における3歳以上の子ども及びその保護者に対する発達段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育又は啓発の実施

- 6 その他 (第18条-第20条) ○ 年次報告、推進体制の整備、財政上の措置

- 7 施行日等 (付則) ○ 施行日：公布の日外
○ 経過措置：住居の届出に関する規定は刑の執行が終わった日が同規定の施行日以後である者について適用
○ 検討：施行後適当な時期に条例の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。